

SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N539
2016・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 「成立」した戦争法にどう立ち向かうか…………… 永山茂樹
辺野古新基地建設問題の今…………… 松崎暁史
恐怖による支配、内破する世界…………… 前田 朗
—戦争とテロを養分とするグローバル・ファシズム—
夫婦別姓訴訟…………… 伊藤朝日太郎
仁和寺前のガソリンスタンド・コンビニ出店阻止…………… 田中 伸
第3回「原発と人権」全国研究・交流集会への参加のお誘い…………… 鳥海 準
- ロースクールの実情と法曹養成
- 法曹という「人」を育てる制度の再考を…………… 菊間龍一
第3回拡大常任委員会（浜松）報告…………… 青法協弁学合同部会



北海道・紋別

「成立」した戦争法にどう立ち向かうか

東京 永山 茂樹（東海大学）

一、敗北のなかの希望

—戦争法の「成立」をうけて

強権的で欺瞞的で（そしてかなり喜劇的な）政治手法を駆使して、政府は戦争法を「成立」させた。戦争法附則は公布から六ヶ月を越えない範囲内での施行を定める。それは二〇一六年三月ころになるといわれている。

だが戦争法と戦争は未来の問題ではない。第三次日米ガイドライン、辺野古基地建設の強行、南スーダンへのPKO派兵の準備、ジブチ「海賊対策」基地の機能拡充、中央アジア諸国における自衛隊機の離着陸訓練、西太平洋における日米豪「軍」の一体化、秘密保護法、それらを支える一六年度予算。いずれをとっても、一辺見庸のことは

を借りれば―「もう戦争がはじまっている」。

わたしたちは戦争法の「成立」をはばむことも、「運用のはじまり」をはばむこともできなかった。

二〇一五年九月一九日に喫した敗北の結果を、現在の問題として直視しよう。そうでなければ戦争の意味をあやまって理解することになる。また敗北の経験と記憶は、時間の経過の中で風化してしまう。

しかし結果とはべつに、国会前にあつまった市民は、政府をおいつめてもいた。与党は両院で絶対多数を占めるにもかかわらず、尋常の政治手法では、戦争法を会期内に「成立」させることが困難だった。このことは、磐石にうつる安倍首相の「積極的平和主義」政治が、国民からかならずしも支持されていない（首相は「国民にたいする説明がまだ不十分だ」と言いつくろうけれど）ことをし

めしている。

反・戦争法の運動に希望はある。

二、反・戦争法運動の対象と場

戦争法は、単体の法律として存在するのではなく、他の法令や制度と複合一体化していく。戦争法が溶け込むことによつてすでに変質した軍事的法秩序全体（これを、じゅうらいの日米安保体系と対比させて「強化された安保条約体系」とよぶこともできるだろう）が問題になる。また戦争法が施行されるさきには、戦争をしやすい国にふさわしい明文改憲（九条二項の削除、国家緊急事態条項の創設など）がねらわれている。かりに強化された日米安保条約体系から戦争法の要素を除くことができたとしても、改憲の阻止という最大の

課題がのこる。

だからこれからの反・戦争法運動は、(固有の意味の)戦争法に限られず、命令、行政協定、予算、地方政治、改憲もふくめて、強化された安保条約体系全体を対象にせざるをえない。また運動の場も、国会議事堂の内部から国会前広場、さらに国政・地方選挙、国民投票までひろげていかなくてはならない。

これと関連して裁判のことがある。たとえば、「戦争法違憲訴訟をおこすのか」と、市民から問われた経験のある青法協会員も多しとおもう。そういう期待にこたえられればよいのだが、わたしは樂觀的になれない。司法審査制についての支配的理解や裁判所の実情をみると、本案審理にいたらず、玄関口で請求が却下されるかもしれない。それに最高裁で反動的な判決(よくて統治行為論にもとづく判断回避、悪くすれば合憲判決)がだされるおそれもある。その否定的効果を無視することはできない。裁判をつかった運動を優先させるのは得策とはいえないだろう。

三、戦争法の本質をみすえた議論を

これまで市民や法律家は、戦争法をいくつかの角度から批判してきた。憲法論にひきつけると、大別して四つの議論のうえになりたっていたよう

におもう。それは

① シンプルな立憲主義(国家権力は憲法に拘束されるという意味で)

② 手続的な立憲主義(国家権力の行使の方法は憲法の定めによらなければならないという意味で)

③ 九条という原点に立脚した憲法平和主義(戦争放棄・非武装という意味で)

④ いまぐらいの軍事力で十分であるという平和主義(集団的自衛権行使を違憲とした七二年政府見解などを基準線にする「緩やかな」平和志向という意味で)である。

戦争法はこれら四つの議論の交差するところで、文字どおり四面楚歌の状態にあった。

わたしたちには、状況の変化に対応しながら、これらの議論に磨きをかけることが求められている。しかし強化された安保条約体系に抗するためには、もつと広汎で強靱な運動にふさわしい理論も必要かもしれない。そういう伸びしろはあるだろうか。

そこで七年前をおもいおこしたい。政権交代(〇九年)の背景には、新自由主義の政治がまねいた貧困・格差にたいする国民の反発があった。いま消費税増税やTPPを隠蔽するバラマキ政治が行っているが、これは下野の経験をそれなりにいかそうとしている。では戦争法に反対するわたし

たちは、なにをまなぶか。

戦争法の本格的な運用でさしよに戦争に動員されるのは、経済的困難を抱える家庭の若者、業務命令をうけて戦争協力を拒否できない労働者だ。政府は殉職自衛隊員の遺族に支給される弔慰金の額をひきあげた。命の「値段」をひきあげても、人間の生命を軽んじるといって、戦争法と戦争の本質はかわらない。

戦争法は、平和主義や立憲主義に反するだけでなく、生命・生存の保障(憲法十三、二五条)に反している。またそれは「全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底の権利である」平和的生存権(自衛隊イラク派遣違憲訴訟の名古屋高裁判決)を侵害するものでもある。戦争法のこういつた本質こそ、わたしたちが戦争法に反対する実質的な理由ではないか。そのことをあきらかにしながら、戦争法を廃止するための運動に参加していこうとおもう。

辺野古新基地建設問題の今

沖縄 松崎 暁史

1 沖縄における政治情勢の変化

辺野古の闘いについては「青年法律家」においても過去複数の報告がされているが、この間の政治情勢の変化として最も大きなものは翁長雄志氏を先頭とする「オール沖縄」が確立し、「オール沖縄」の候補者が国政選挙で勝利していることである。「オール沖縄」について「イデオロギーよりもアイデンティティー」と語る翁長氏の言葉は確かに県民のアイデンティティーに強く訴えかけている。世論調査においても知事の支持率は七七・二％となり、八割を超える県民が普天間飛行場の県内移設に反対するに至っている（二〇一五年五月琉球新報、沖縄テレビ合同調査）。かりゆしグループや金秀など県内経済界の重鎮が県内移設に反対する知事を強く支持しているという構造も従来になかったものである。

2 沖縄県と政府との法廷闘争

二〇一五年一月二六日（以下断りがない限り二〇一五年の出来事である）、当選したばかりの翁長氏は仲井真前知事による埋立承認のプロセスを検討するための第三者委員会を立ち上げ法的瑕疵の検証を開始する。九月、埋立承認に法的瑕疵があつ

たとする同委員会の答申が出され、翌月一〇月三日、翁長氏はこの答申に基づいて承認を取り消した。

翁長氏の埋立承認取消に対して政府は二つのルートで法的手続を開始する。一つ目は、沖縄防衛局による行審法上の審査請求及び執行停止である（二〇月一四日）。この申立は公有水面埋立法を所管する国土交通大臣に対して行うが、沖縄防衛局は「私人」の立場で不服申立を行い、一〇月二七日国交大臣はこれを認めた。これによって、翁長氏の承認取消は一時執行が停止され、沖縄防衛局は工事を続行することができ（なお、執行停止申立は工事続行の目的で行われたものであり、本体である審査請求は塩漬け状態となっている）。もう一つのルートは代執行の手続である。石井国交大臣は翁長氏の承認取消に対して是正勧告を行い、翁長氏がこれを拒否した後の二月一七日、沖縄県に対する代執行訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起した。訴訟を担当する多見谷寿郎裁判長は提訴の一八日前に異例の人事異動によって福岡高裁那覇支部に就任した裁判官である。二月二日に第一回期日が開かれた。

また、石井国交大臣が行った行審法上の執行停止に対しては、二月二五日、沖縄県がその取消と執行停止を求めて抗告訴訟を提訴している。これに先立つ二月二四日には辺野古在住の住民ら

が同様の抗告訴訟を提起している(訴訟要件の判断が県と住民とで異なるため県と住民の双方が提訴している)。この訴訟の目的は石井国交大臣による執行停止によって続行されている工事を止めるためにその執行停止を求めることにあり、代執行訴訟の判断が確定する前に事実上工事が進んでいくことを止めることにある。

制度を濫用する国のやり方に対しては批判が強い。もともと行審法は国民の権利救済のための制度であって、行政処分について固有の資格において相手方となった場合に行政主体・行政機関が当該処分の審査請求をすることを予定しておらず(行審法一条)、本年に施行が予定されている新法では明示的に排除されている(新行審法七条)。また、申立人と判断権者がいずれも政府を構成する部署となり、判断の公正が制度的に確保されていない。

今後は、代執行訴訟と抗告訴訟、執行停止申立が並行的に進むことになるが、本体である代執行訴訟の結果が重要となる。

3 宜野湾市長選挙、県議会選挙、参議院選挙

今年の沖縄は選挙イヤーであり、一月二四日の宜野湾市長選挙、六月の県議会選挙、七月の参議院選挙と大きな選挙が続く。翁長氏は法廷闘争を進めると同時に選挙戦を戦わなければならず、しかも、選挙はどれ一つとして落とすことができない。宜野湾市長選挙では政府と組んで辺野古移設を進める現職の佐喜真淳市長とオール沖縄の候補者である志村恵一郎候補との事実上一騎打ちである。政府が「普天間飛行場の危険性除去」を辺野古移設の根拠として最前面に押し出している以上、普天間飛行場がある宜野湾市の首長選挙はオール沖縄陣営にとって落とすことができない選挙となっている。また、翁長氏を支える県議会の選挙はもちろん、参議院選挙では辺野古移設反対の公約を破棄し入閣した島尻あい子参議院議員が改選を迎える選挙となっており、オール沖縄の予定候補は伊波洋二元宜野湾市長である。これらもやはり落とすことができない選挙となっている。安倍政権にとって辺野古問題は国政上大きな不安定要因となっており、沖縄の選挙は辺野古問題の帰趨を握ると同時に政権を揺るがす可能性のあるものとなっている。

翁長氏は政治、法律、国際世論への訴えとあらゆる手段を通じて辺野古新基地建設を止めようとしている。知事を支える県民も辺野古でのゲート前座り込みや市民外交、法廷闘争、選挙活動など多様な活動を行っている。その活動を支える弁護士の中には青法協会会員弁護士や自由法曹団員の

弁護士も多い。政府は代執行訴訟の判決が出れば沖縄が折れると考えているのかもしれないがこれは大きな考え違いである。県民にとって辺野古新基地建設は政治問題や外交問題ではなく日々の生活の問題である。そうである以上、新基地建設に対する県民の抵抗がなくなることはない。

座り込みへの参加、選挙への協力など現場にいと難しいこともあるが、辺野古基金への寄付や辺野古問題の地元メディアへの投稿など場所や組織を問わず可能な活動も多くある。全国からも是非支援をお願いしたい。

【辺野古基金】

辺野古基金は、辺野古新基地建設に反対し、「オール沖縄」で求めた「建白書」を実現させるための支援と活動を行っています。みなさまからのご支援を、心よりお待ちしております。

基金の振込先 (店番号-口座番号)

- ・ゆうちょ銀行(電信) 17000-13659411
- ・ゆうちょ銀行(払込取扱票) 01790-5-128966
- ・コザ信用金庫那覇支店 017-2032531
- ・沖縄県農業協同組合本店 780-0024403
- ・みずほ銀行那覇支店 693-1855733

※送金先名義「辺野古基金」/すべて普通預金

恐怖による支配、 内破する世界

—戦争とテロを養分とするグローバル・ファシズム—

東京 前田 朗 (東京造形大学)

繰り返される悲劇／茶番

二〇一五年、パリを襲った二つのテロ襲撃事件は、その手法から言っても規模から言っても、凡庸でありきたりの事件に過ぎない。安倍政権が騒ぐような「前代未聞の事件」ではないし、マスコミが取りざたするような「史上最大のテロ」でもない。同じことは、世界を驚嘆させ、「テロとの戦争」の発火点とされた九・一一についても言える。

二〇世紀においても、二一世紀においても、アメリカやフランスの名による空爆で一瞬にして破壊された都市。ヴェトナムで焼失した命。アルジェリアで拷問に苛まれた女たち。アフガニスタンで数えられることもなく消されていった夥しい人命。イラクで吹き荒れたテロの激震に揺れ続ける子どもたち。シリアの荒野をさまよい続ける難民たちの聞き取られることのない悲鳴。

アメリカとフランスが「自由と民主主義」の名のもとに殺し尽くし、焼き尽くしたのは、特定の地名に結び付けられた犠牲者たちだけではない。そこでは自由と平等が破壊され、共和国の理念が貶められ、人間の尊厳が粉々に破碎された。

オバマが「テロを許すな」と非難し、オランダが「共和国を守れ」と叫ぶ時、擁護され守られるべき一流の人間と、抹殺しても構わない下等な人間の間に、深く暗い断層が構築されている。「彼ら

とわれわれ」は交換も交渉も交流も不能であり、「われわれ」が常に自由と民主主義の擁護者である。「表現の自由を守れ」、「思想の自由を守れ」、「普遍的価値を共有しよう」——何がテロであり、何が普遍的価値であるかは、われわれが決める。

かつて「自由・平等・博愛」を掲げたフランス革命は、ギロチンの自由、女性排除の平等、「第三世界」抑圧の博愛の図式を巧みに完成させた。今日、自由の女神のもとに闘うアメリカは、搾取の自由と餓死の自由を謳歌する。

かつてフランス革命のただ中で猛威を振るったテロは、権力によるテロであり、国家テロであった。今日、「テロとの戦争」を遂行するアメリカは、「自由の戦士」を僭称しながらテロの害毒を世界に蔓延させている。

グローバル・ファシズムの時代

一月のバリ、右手を振りかざしてテロを非難するオランダは、内外に二つの緊急事態を布告した。対内的には、非常事態宣言を行うことで、憲法上の基本的人権を停止し、軍事的監視国家を前面に打ち出した。「自由の名による監視国家」は、パリを拠点にマルセイユ、バルセロナ、ブリュッセル、フランクフルトに憎悪と恐怖を撒布する。域内交通・移動の自由が停止され、ヘイト・クライムとヘイト・スピーチが社会を破壊していく。

対外的には、シリアに対する空爆指令が出され、フランス軍は驚くべき迅速さでシリア攻撃を繰り返した。空爆による死者について多くのメディアは沈黙している。

フランスはアルジェリアで、マリ共和国、シリアで、何をしてきたのか。アラブ世界にテロの日常を作り出すことがオランダの正義である。「表現の自由」と叫ぶメディアは、「テロリズムの祖国」であるフランスのオランダの血まみれの手を非難することはしない。シリアの名もなき民衆の遺体と難民の現実を前に、豊かな世界フランスの日常を満喫する。

グローバリゼーションと呼ばれる資本と情報と軍事のトライアングルは、あらゆる紛争を必要とし、テロを内部に抱え込む。グローバル・ファシズムが世界を壟断し、軍需産業が恐怖の支配を支える現在、権力者が唱える「表現の自由」とは、戦争と略奪の自由であり、「新植民地主義」の自由である。

ニューヨークやパリから発信された憎悪が地球を一周して彼の地に戻ったとき、この世界が取り返しのつかないほどに壊れていることに、誰もが気付いたはずである。「テロを許すな」という欺瞞が完全に露呈し、説得力を失ったはずである。

いま求められているのは、本物のテロリストを特定し、「テロリストを非難するテロリスト」を非

難することである(木村朗・前田朗『二世紀のグローバル・ファシズム』耕文社)。

ヘイト国家・日本の物語

翻って、われらが日本はどこに立って、何に向き合っているのだろうか。大和民族・日本国籍・いわゆる「健常者」の男の一人として、この国の病理には辟易とせざるをえない。

クーデタまがいの安保法制押し付けは論外として、書き始めると止まらないが、最低限、次のことだけは書き留めておこう——近代日本の戦争と植民地支配の歴史を隠蔽し、日本の歴史と伝統を言い募るナショナリズムとポピュリズム、そして排外主義。「慰安婦」問題をはじめとする戦争犯罪や人道に対する罪の責任さえ取らず、被害者に責任を押し付けるセカンド・レイプ国家。歴史健忘症の結果として、周辺諸国との領土問題をはじめとする軋轢にまともに対処することもできない国家。民族的マイノリティや性的マイノリティに対する差別を放置・容認してきた国家と社会。

ついに、植民地支配の結果としてこの国に在住することとなった朝鮮人や中国人に対するヘイト・スピーチである。インターネットにおけるヘイト・スピーチ。京都朝鮮学校事件のように暴力を伴うヘイト・クライム。新大久保や鶴橋に代表されるヘイト・デモ。そして何よりも、高校無償

化からの朝鮮学校除外問題のように、政府が公然と朝鮮学校差別を決定し、国民に向かって差別を煽動している現実が私たちの前にある。しかも、「ヘイト・スピーチは表現の自由である」という異常な主張を繰り返す法律家が後を絶たない(前田朗『増補新版ヘイト・クライム』、前田朗編『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか』、前田朗『ヘイト・スピーチ法研究序説』いずれも三書房)。

もちろん、この国が差別とヘイトだけに覆われているわけではない。ヘイト・デモに抗するカウンター行動もあれば、瀕死とはいえヘイトを批判するメディアもある。東アジアにおける平和構築を目指す対論も始まっている【注】。

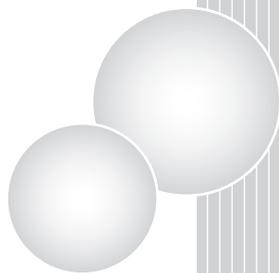
二〇一六年の年頭に当たって、私たちはそれぞれの持ち場で、もう一度、立ち上がることから始めなければならない。『蟹工船』の労働者たちのように——

【注】前田朗・木村三浩編『東アジアに平和の海を』参照。



彩流社刊
定価2200円+税

夫婦別姓訴訟



東京 伊藤朝日太郎

1、夫婦別姓訴訟とは

夫婦別姓訴訟は、法律上の婚姻により夫の氏を名乗ることを余儀なくされた女性や事実婚の夫婦など五名の方が原告になって、国に対する損害賠償を請求したものです。

民法七五〇条は、「夫婦は……夫又は妻の氏を称する」として、夫婦の氏を統一することを、事實上、婚姻の条件としています。

氏名は「人が個人として尊重される基礎であり……人格権の一内容を構成する」(最三小判昭和六三年二月一六日・民集四二・二・二七)ものです。そうだとすると、法律婚をする以上、氏の変更を余儀なくされる民法七五〇条は、憲法上の人格権としての「氏の変更を強制されない権利」を侵害するもので、憲法二三条に違反すると考えられます。

また、民法七五〇条の条文そのものは、夫の氏を名乗ることを義務付けてはいませんが、実際には九六%以上の夫婦において夫の氏を選択するという性差別を発生させている点で、憲法一四条に違反すると考えられます。

また、憲法二四条一項が、「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し」と定めているにもかかわらず、事実上氏の変更を婚姻の要件としている点で、同条にも違反し、さらに二四条二項が婚姻制度について「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚するように求めたことにも反すると考えられます。

別姓訴訟弁護団は二〇一二年二月一四日に東京地裁に提訴して以来、五年近い裁判を行ってきました(私は、上告審になってから弁護団に加わりましたので、本件への関与は二年弱です)。

2、上告、大法廷回付、弁論

本件の一審、二審は敗訴だったため、最高裁に上告しました。

上告後、最高裁から本件を大法廷に回付し、弁論を開くとの通知がありました。

最高裁が新たな憲法判断を示す際には必ず大法廷で裁判しなければなりません(裁判所法二〇条一号)。また、弁論を行うことで、上告が認容される可能性も出てきました(民事訴訟法三二九条参照)。

実は、上告の際には小法廷限りであつさり棄却されるかもしれないと恐れていましたが、大法廷で憲法判断が行われ、しかも高裁判決が見直される可能性が出てきたことで、原告の方々も、弁護団も、一気に活気づきました。

二〇一五年一月四日の大法院弁論の際には、原告の意見陳述と弁護団による弁論が行われました。弁護団は、いかに多くの人たち（その多くは女性）が違憲判決を待ち望んでいるか、旧姓の通称使用は公文書では行えないなど使える場面が限られており原告らに生じている重大な不利益を解消することはできないこと、夫婦同氏を強制する民法の改正については女性差別撤廃委員会からも繰り返し勧告されており国際社会からも注目されていること等を強調しました。これに対して、国

側代理人は正面からの議論を極力回避し、「本件の争点は、民法七五〇条の合憲性ではなく、民法七五〇条を改正しなかった国会議員の方々の行為が国家賠償法上違法となるかどうかです」という趣旨の弁論を行いました。

3、判決

大法院弁論から二月二六日の判決までの間に、夫婦別姓訴訟についての報道が数多くなされるようになり、その多くは原告に好意的なものでした。弁護団としても、最高裁が弁論を開いた以上、違憲判断か、少なくとも民法改正の必要性を明言した判決をするのではないかと強い期待をもって判決に臨みました。

しかし判決は、請求棄却の上、すべての論点について合憲判断を示しました（但し、五名の裁判

官が民法七五〇条は憲法二四条に違反する旨の少数意見を述べました。

最高裁の多数意見は、「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない」ことを正面から認めました。

しかし多数意見は「夫婦同氏制は……我が国の社会に定着したものであり」その呼称を一つに定めることには合理性が認められる」との論拠に加え、「嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある」という、これまで争点となっていなかった「論拠」を突如持ち出しました。

また、「近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るもの」とも述べました。

従来、夫婦同氏を全ての夫婦に強制することの正当化理由として挙げられてきたのは、「家族は氏を同じくするというこれまでの習俗の継承」や「家族の一体感の確保」でした。

ところが、最高裁は、一審、二審で争点となっていなかった「嫡出子の仕組み」という、新たな

論拠を持ち出しました。これが不意打ちであることをおくとしても、そもそも「嫡出子であること」を示すことが、氏の変更を強制することの正当化根拠になるとは到底思えません。「嫡出子の仕組み」なるものは、「家族の一体感の醸成」以上に、正当化し難い代物だと思えます。

また、旧姓の通称使用は、何ら法制度として保障されたものではなく、旧姓使用が認められていない職場も少なくありません。当の最高裁判事ですら、判決文への署名を旧姓で行うことはできないのです。私たちは弁論で、通称使用では何の解決にもならないことを力説しましたが、判決には反映されませんでした。

いずれにしても今回の最高裁判決は、「問題は、夫婦同氏であることの合理性ではなく、夫婦同氏に例外を許さないことの合理性なのである」（木内裁判官少数意見）という本質から目を背けているというべきです。

4、選択的夫婦別姓の実現に向けて

他方で、今回の最高裁判決は、選択的夫婦別姓の導入を何ら否定したわけではありません。

それどころか、最高裁判決の多数意見ですら、現行の制度が「個人の尊厳と両性の本質的平等」の観点から見て改善の余地のあることを随所で示唆しています。

五名の裁判官が違憲の少数意見を述べていることも併せ考えると、今回の最高裁判決は、選択的夫婦別氏制度の導入も含めた家族法制の在り方について

の検討を、国会、そしてわれわれ国民に対して促しているのだと思います。(本稿の意見にわたる部分は、全て私見です。最高裁判決に対する弁護士

のコメントは、「別姓訴訟を支える会」のホームページに掲載されていますのでご参照ください。http://www.asahi-net.or.jp/~dr3n-ymnsk/seimeipdf/

仁和寺前の

ガソリンスタンド・コンビニ出店阻止

京都 田中 伸



1. 仁和寺とその正面前の土地

仁和寺は、静穏で緑豊かな環境の中に立地しています。世界遺産に登録されている京都の一七の寺院の一つであり、『徒然草』でも知られるように歴史的・文化的に有名な寺院です。その木造建築・宗教建築様式や庭園様式において、日本独自の伝統美と文化の重要な価値をもつ寺として、また、木造建築でありながら、創建当初に近い姿で再現・保存されている点で高く評価されています。その仁和寺の正面に所在する約八四〇坪の土地(以下「本件土地」といいます)に、環境破壊の大

事件が持ち上がりました。本件土地は、重要文化財である仁和寺の二王門から約二〇メートルしか離れておらず、まさに仁和寺の正面に位置し、世界遺産のバッファゾーン(緩衝地帯)の中にあります。その本件土地上に、出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます)と株式会社ローソン(以下「ローソン」といいます)が、それぞれ、二四時間営業のセルフ式ガソリンスタンドと二四時間営業のコンビニエンスストアを出店する計画が、昨年四月、突然発表されました(以下、全て二〇一五年中のことです)。

本件土地はもともと雑種地であり、資材置き場

として利用されていたことがありますが、樹木や竹の生育する遊休地となっていました。

2. 開発計画の経過と反対運動

事態は急展開していきました。四月には事業計画文書がコンサル会社より地元住民に配布され、六月六日及び七月二日には、地元説明会が開かれました。七月二日には京都市より本件土地についての開発許可が下るされ、八月二日には造成工事に着工、一〇月一五日には造成工事が完了しました。出光興産・ローソンの両社は、四月の段階では、二月上旬の開業を発表していました。



ガソリンスタンド・コンビニが計画された仁和寺前土地(約840坪)

しかしながら、これらの動きに対し、仁和寺及び周辺住民は、団結して出店反対運動に取り組みました。八月二十九日には対策協議会を立ち上げ、また九月一七日には計画の白紙撤回を求める民事調停を申し立て、一月六日には第一回調停期日が開かれました。

反対運動が盛り上がる動きの中で、出光興産・ローソンの両社は、第一回調停期日後の一月九日、マスコミに対して、同日付けで「地域の理解

を得られない」ことを理由として出店中止を発表し、四月から始まった両社の出店問題は出店中止ということを決着をみました。

3. 受任の理由

私は、私の事務所所属の弁護士四名で弁護団を結成し、両社の出店中止までの短期間ではありましたが、①仁和寺及び地域住民を申立人とした調停申立、②住民集会の開催、③行政への働きかけ、④京都府議会・市議会の議員との協議、⑤マスコミ対応などを担当しました。

私の事務所では本件問題を受任したのは、世界遺産である仁和寺及びその周辺環境を守らなければならないとの地元の方々の切実な思いに共感したからです。世界遺産は、どの世界遺産の場所に行っても、素晴らしく感動を覚える場所となっています。まさに、人類共有の財産であり、後世に引き継がなければならない財産です。「日本に京都があつてよかった」というフレーズがありますが、その京都のよさの一つに二七の寺院の世界遺産があります。歴史的静寂の佇まいの中に、仁和寺及びその周辺地域は存在しています。東京・大阪などの他都市とはまた違った京都にしかない京都らしさが、仁和寺周辺では大切に保存されており、その場所に二四時間営業のガソリンスタンド・コンビニが出来てしまうと、地域住民により大切に守り継

がれてきた良好な環境が破壊されてしまいます。

4. 世界遺産の保存と次世代への継承

世界遺産は、不断の努力により保存されなければその良さを享受することはできませんし、後世に伝えることもできません。世界遺産においては厳格な保護が求められる区域であるコアゾーンだけでなく、その周辺地域もバッファゾーンとしてコアゾーンの世界遺産の価値を損なわないよう開発が規制される区域であり、コアゾーン同様に保存されなければなりません。世界遺産条約は、世界遺産の保護にあたって、コアゾーンだけでなく、バッファゾーンの保存も求めています。

しかし、今回取り組んでみてわかったことですが、そのバッファゾーンへの破壊活動はしばしば生じるということです。バッファゾーンで営業すれば、世界遺産を犠牲にしてその独占利益を得ることができません。世界遺産のことを考えずにバッファゾーンで自らの利益を追求する行為はいたるところで見受けられます。しかしながら、そのバッファゾーンの規制は今の日本では全くもって不十分です。世界遺産を適切に保全するためバッファゾーンを設定し保護することは、世界遺産登録するための条件ですが、その規制は各国の国内法規に委ねられます。わが国においては、バッファゾーンの保護を直接の目的とする規制は未だなさ

れていません。今後、バッファゾーン保護のために国内法令を整備することが必要です。

5. 本件で守るべきもの

本件では、出光興産・ローソン両社に対し民事調停を申し立てましたが、どのような法的根拠に基づく申立てをするのかで苦労しました。今回の出店について、建築基準法違反や条例違反という具体的な法令違反を指摘することは困難でした。京都市長も「今回の出店計画について憂慮しているが現行法規では規制できない。建築確認も最終的には下ろさざるを得ない」との立場でした。調停申立書では、申立人らの人格権・所有権・占有権に基づく静穏な環境を維持する権利との主張構成をしました。また、調停申立の趣旨は、両社に対し、①ガソリンスタンド・コンビニを建築し、二四時間営業するという事業計画の白紙撤回、②良好な環境に配慮した外観及び機能を有する建物での本件土地利用を求めるとの二点にしました。世界遺産である仁和寺を守るといつても具体的に何を守るのかについては、報道機関からもしばしば質問される事項でした。私達は、仁和寺及びその周辺の①歴史的・文化的自然環境と居住環境、②静寂さ・古都京都の持つ風情、③景観・美観、これらが、ガソリンスタンド・コンビニ建築によって失われると訴えました。

ガソリンスタンド・コンビニは、現代社会にとっては有用であり、かつ必要な事業形態と考えますが、今回のように、仁和寺の真正面の本件土地にわざわざ新規に二四時間営業の店を出店する必要は全くなく、バッファゾーンにとっては有害と言わざるを得ないものでした。仁和寺周辺は、宗教施設の所在する住宅地域であり、静寂かつ閑静な自然環境豊かな歴史性・文化性を有しています。そこに新規の商業施設は全く不適切であり、世界遺産保存の世の中の流れに逆行するものです。ガソリンスタンド・コンビニを出店するなら仁和寺周辺でなく、商業地域・繁華街・交通の便のよい場所に出店するべきです。連綿と守られてきた仁和寺周辺の環境が新たな営利目的の商業施設によって破壊されることは、許容し難いことです。

6. 関係者の取り組みの成果

私たちは、署名活動にも取り組み、約一週間程度の中に二〇〇〇人を超える地元の方々からの署名を集めることが出来ました。その署名は調停期日に裁判所に提出しています。仁和寺を含めた対策協議会を開き、周辺住民の方々が出店反対運動に立ち上がり、二月三日には仁和寺境内の会館で二五〇名規模の集会を持つことが出来ました。周辺の各住戸に両社の出店を反対するのほりが林立しました。

私達は、出光興産及びローソンに対しては、調停申立をするだけでなく、両社の監査役に対して手紙を書きました。監査役は、業務監査権限も有していることから、取締役とは違った観点から考えてもらえるのではないかと思い、本件土地への出店の見直しを求めました。また、府会議員・市議員の方々にも働きかけを行いました。議員の方々にも、それぞれ持つておられるネットワークを通じて、両社への働きかけをしてもらいました。さらに新聞社とテレビ局に対しても積極的に働きかけをし、取材や記事掲載をしてもらいました。新聞各紙は、九月一七日の調停申立を掲載してくれましたし、テレビはNHKの京都放送局が熱心に取材・報道してくれました。出光興産・ローソン両社の東京本社に対しても、取材がなされました。そのような中で、今回の両社揃っての出店中止の判断がなされたと思います。

両社とも、日本を代表する企業であり、最終的には、世界遺産を守る側に立つという意思決定がなされたものであり、いろいろと途中経過はあったものの、時代の流れに即した正当な営業政策の決定がなされたと考えます。世界遺産は、どの世界遺産もその存続の危機を内包しています。世界遺産及びバッファゾーンを守るという意識を皆が持ち続けることが大切であり、その不断の努力の必要性を痛感します。

第三回 「原発と人権」全国研究・交流集会への

参加のお誘い

3/19-20
in 福島大学

東京 鳥海 準

来

る二〇一六年三月一九日、二〇日の二日間
にわたり福島大学において、〈三・一一〉以
来三回目となる「原発と人権」全国研究・交流集
会が行われます。

今回の集会は〈三・一一〉から丸五年が経過した
時点において、はたして事故直後に想定されてい
た復興構想は実現に向けて歩を進めているのか、
事故後五年を経過する中で当初は明確でなかった
「新たな問題」が出現しこれに対して政府・自治
体・東電は適切な対応を行っているのかなど、事
故より五年間の総括を踏まえて今後の五年間の展
望をどのように見出してゆくのか、といった視点
で原発をめぐる諸論点に関して議論を深めようと
するものであります。

現在、実行委員会を立ち上げ二日間の中身の議
論を進めているところでありますので、その内容

を若干報告しておきます。

第

一日目の全体会ですが、まず、F1炉の現
実から出発することとなりました。

はたして現在福島第一原子力発電所(F1)は
どのような状況にあるのか、ほんとうに再び臨界
に至る危険性はなくなったのか、大地や海さら
は空間に対する放射能汚染は収束の方向に向かっ
ているのか、デブリをはじめとする放射性廃棄物
(核のゴミ)の処理方法は確立しているのか。我々
が、原発問題を考える議論の出発点として、まず
はF1の現状(収束状況)を具体的事実で把握し
ようと考えたのは、この現実から出発してこそ復
興政策や原子力政策を含めたエネルギー政策の推
移と現状を正確に分析することができ、さらには
将来の日本の形を展望することができると思えた

ためです。この問題に対する報告者として東京新
聞の山川剛史記者と原子炉研究者に現在の状況を
コメントしていただくこととしました。

このようなF1の現状を共通認識とした後、被
災者から生の訴えを聞くこととします。すでに
〈三・一一〉を受けていち早く「脱原発訴訟原告団
連絡会」が結成され、また、本集会直前には「損
害賠償訴訟全国原告団連絡会」が結成される予定
でおります。各連絡会はどのような意図で結成さ
れ、また、今後の方向性をどのように考えている
のか報告していただきます。

その後、数には限りがありますが、①避難解除
準備区域の被災者から事故後五年を経過して避難
が解除され援助を打ち切られようとする現実の中
で、故郷に帰還するべきかどうかといった大きな悩
みを抱える被災者、②国と東電の政策によって村

ごとと廃村となり棄民されている被災者の現状、③さらには政府の人為的な線引きによって放射線量が国から指定された避難地域に比べても高線量であるにもかかわらず適切な対応がなされず、同時に「自主避難者扱い」であるために住宅支援の打ち切りなど日々の生活を脅やかされている区域外被災者などから切実な訴えを聞くこととしました。

このような実態を把握したうえで、次の三名の方に二日間を通じた問題提起(報告)していただく予定です。すなわち、

第一に、福島大学名誉教授の鈴木浩先生から、これまでの復興施策の問題点と今後の展望、あるべき復興政策について問題提起をしていただきます。

次いで、井戸謙一弁護士から、いわば訴訟の両輪ともいうべき脱原発訴訟と損害賠償訴訟の各訴訟における現時点の到達点や今後の展望についてコメントしていただきます。

そして、三番目として淡路剛久立教大学名誉教授から、法的権利論の観点から原発被害の本質、責任論から見た国や東電の責任論拠といった点を鳥瞰していただき、訴訟上の中心論点に関して知見を提供していただきます。

第

二日目は分科会です。

〈三・一〉を契機として発生した問題は非常に多岐にわたるため、分科会においてそのす

べてをカバーすることはとても困難ですが、発生した諸問題の中でも特に重要と思われるいくつかのテーマに焦点を当てて六つの分科会を予定していますので、この分科会のテーマを簡単にご紹介いたします。

1 「原発事故の救済と差止め」分科会

この分科会は原発をめぐる損害賠償訴訟と脱原発(差止め)訴訟を視野に入れ、両訴訟には重要な共通点があるにもかかわらず、従来、必ずしも十分な交流がなされなかったとの総括の下に両訴訟における議論状況を交流し双方の訴訟の発展を展望しようとするものです。今後の裁判闘争に貴重な視点を提供するものとなるはずです。

2 「原発ゼロ社会に向けて」分科会

この分科会は原子力市民委員会や環境政策研究所などの参加を得て、原子力発電所を日本からなくするための展望を議論します。今後の日本のエネルギー政策の方向までも視野に入れた広い視野の分科会であり、原発問題を考える際の基礎的視点を提供してくれるものになりそうです。

3 「核兵器と原発」分科会

核兵器の廃絶と核の平和利用は、はたして両立するものであるのか。

一九五五年の「ラッセル・アインシュタイン宣言」を引き継いで、原子エネルギーの利用の結果起る障害の危険・核兵器の管理・さらには科学

者の社会的責任をテーマとした一九五七年の「バグウォッシュ会議」は、一方で「科学はそれが外から押し付けられるいかなる教義による干渉からも自由であるとき、そしてあらゆる仮定を、科学自身を含めて、疑うことが許されるとき、もっとも有効に発展する」と宣言し、他方で「科学者が自分の専門的研究の外に、戦争を防止するために全力を尽くし、恒久的かつ普遍的平和を確立するために、できるだけだけの助力をすることは、科学者の最高の責任であるというのが、私たちの信念である」と宣言しています。これに対してかつて哲学者の唐木順三氏は、「バグウォッシュの科学者たちは、原子核エネルギーによって『人類は新しい時代にに入った』といい、科学と技術の非可逆性をいい、科学的精神の自由をいながら、平和と福祉を念願し社会的責任をみずからに課しました。これは世界観として統一されていず、科学者らしくと人間らしくとは統一されていないが、この問題提起を思想家はいっそう深いところで考えなければならぬ」(『朴の木』)と論じました。

〈三・一〉という現実を目の当たりにして、我々は「核の平和利用」を哲学的に深く検討することが改めて必要であるように思えます。本分科会の基底には、このような問題意識が流れているようです。議論の先に見えてくるものは何か、大いに期待したいところです。

4 「原発とメディア」分科会

事故から五年を経過し、「はたして、メディアは何を報道し、何を報道できていないのか」取材と報道の両側面から議論を深めようと考えています。

5 「政府の帰還政策を問う」分科会

政府の帰還に関する姿勢が明白となった現在、この問題は被災者住民にとって最も切実な問題の一つです。移住や帰還を法的権利としてどのように整理するか、チェルノブイリの経験を踏まえたとき政府の帰還政策がいかに理不尽なものであるか、など帰還をめぐる数々の問題を検討しようと考えています。

6 「原発被害者・支援交流集会」分科会

被害者は、どのような思いで裁判に立ち上がったのか。滞在者、避難者、区域内外など置かれた立場の違いを乗り越えて、全国の裁判をどのように進め、運動を広げ、勝利をつかんでいくのか。被害者、支援、弁護士も加わって、裁判の現状と展望を報告し、交流します。

事

故から五年を経過した今、原発を巡る情勢は正念場を迎えております。是非、一人でも多くの人がこの集会に参加して展望ある議論がなされることを切に願う次第であります。

第三回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島

「人間・コミュニティの回復と原発のない社会をめざして」

とき 二〇一六年三月一九日(土)・二〇日(日)

ところ 福島大学(福島市金谷川) / JR東北本線・金谷川駅下車

参加費 一〇〇〇円

三月一九日(土) 全体会(三時〜七時半) 福島大学L棟四号教室

I 報告 「福島第一原発は今どうなっているのか」

(1) 最新の映像で見る福島第一原発の現状

山川剛史さん(東京新聞・原発取材班キャップ)

(2) 福島第一原発…原子炉の状況と廃炉の技術的展望

筒井哲郎さん(原子力市民委員会・プラント技術者の会)

II 被災当事者・訴訟原告たちは訴える

III 報告 「現在の復興政策の問題点とあるべき復興政策」

鈴木 浩さん(福島大学名誉教授・元福島県復興計画策定委員会委員長)

IV 報告 「この五年間の原発関連訴訟の到達点と問題点」

井戸謙一さん(元裁判官・弁護士)

V 報告 「原発被害を権利の面からどう捉えられるか。法的責任論をどう構築するか」

淡路剛久さん(日本環境会議名誉理事長・立教大学名誉教授)

三月二〇日(日) 分科会(九時半〜二四時半) 福島大学M棟各教室

・「原発事故の救済と差止め」(日本環境会議福島原発事故賠償問題研究会)

・「原発ゼロ社会に向けて」(原子力市民委員会・環境エネルギー政策研究所)

・「核兵器と原発」(日本反核法律家協会・日本国際法律家協会)

・「原発とメディア」現場の取材・報道、課題と問題点―(日本ジャーナリスト会議)

・「政府の帰還政策を問う」(帰還問題分科会実行委員会)

・「原発被害者・支援交流集会」(全国公害弁護士連合会・フクシマ現地調査実行委員会)

【問い合わせ】

〒110-0015 東京都台東区東上野3-28-4 上野スカイハイツ504号 福島原発被害弁護士 気付
TEL: 03-3834-6678 / FAX: 03-5812-4679

法曹という「人」を育てる 制度の再考を

東京 菊間 龍一

1 はじめに

私は千葉県出身で、都内の大規模大学に学部で四年間、ロースクールの既修者コースで二年通った後、そのまま司法試験に合格し、東京で修習を終えて弁護士(第六七期)となりました。社会人経験もなければ地方出身でもなく、滞りなく弁護士になってしまったある意味ごくごく普通のケースだと思えます。

2 ロースクールでの生活

私のロースクールは、人数が多いため必修の授業はクラスに分けられていたのですが、それでも一クラス四〇人ほどいました。そのた

め、授業はほとんど先生方が話されるのをノートに取りながら聞いているということが多かったです。たまに「ソクラテスメソッド」と銘打っている授業もあったのですが、せいぜい九〇分の授業のうち一、二回指されるのをやり過せばあとはまた話を聞いているだけでした。仕方のないことですが、その他の授業についても、人数が多いものについては同じ状況だったと思えます。

そのおかげもあってか、勉強は基本的に自分でやるものという姿勢は、周囲の人も強かったと思います。予習あるいは復習で勉強のほとんどを済ませて、授業は自分の分からないところの確認程度。それとは別に、司法試験に向けた勉強は、自主ゼミやOB主催のゼミで基本的に行うというスタイルの人が多か

ったです。

ロースクール側としては、司法試験合格だけを目指す司法試験予備校とは別の存在として設けられたこともあり、その先の実務や周辺分野も見据えたカリキュラムを目指しているようですが、他方で、法曹になろうとするのであれば、司法試験はどうしても突破しなければならぬ関門です。ところが、特に学者の先生方には、司法試験対策なんて小手先のテクニクを教えるために教えているのではないといわんばかりに、司法試験対策を意図的に避けている様子あるいは司法試験対策を教えたいたがからさまに教えられないのだというジレンマをにじませながら授業を行っている先生もいて、どうにも違和感を抱くことが少なくありませんでした。

また、私のロースクールは実務科目が比較的充実しており、事例演習形式で実務を学ぶゼミや、模擬裁判、実務家の指導のもと実際に法律相談を行い、法的対応を行うクリニック等の授業がありました。ところが、特に模擬裁判とクリニックは、準備等のために九〇分の授業以外にやるべき課題が多くなりま

ロースクールの実情と 法曹養成

ばいいところ、実務の演習と、民事・刑事の模擬裁判、民事・労働のクリニックとを履修していましたが、周囲の人の多くは、司法試験科目の授業を最低限履修して、三年生のころにはほとんど自習室にこもっているという人も多かったと思います。

前述したとおり、法曹になるためにはどうしても司法試験は突破しなければならない関門です。私ももし司法試験に落ちていたら、どうして実務科目なんか履修しなくても司法試験勉強をやらなかったのだろうと後悔していたかもしれません。このように、ロースクール生の目は司法試験に向け、ロースクール側は司法試験以外に目を向けさせようとする、非常にいびつな空気が常に漂っていました。ちなみに、私の一つ下の代では、模擬裁判の希望者が定員割れとなり、履修対象外の下級生に手伝わしてもらおうという非常に残念な状況でした。

3 司法修習での生活

修習地は東京だったので、引き続き千葉の実家から通うことがで

きました。もちろん収入はないため交通費や食費等の負担がありました。実家も裕福とは程遠いものだったので貸与金を借りることも考えたのですが、大学からロースクールまで六年間奨学金を借りたうえに、予備校の学費や生活費をすべて両親から借りていたため、とても返せるか不安になり貸与を受けないことにしました。

また、集合修習の際には運よくいずみ寮に入ることができたので、集合修習中も比較的快適に過ごせました。他方で、大阪や京都等の首都圏外のA班の方々は大変だったと思います。まず、修習開始時に修習地に移動し、そこでの家賃を負担し、集合修習でいずみ寮に移動し、選択修習で戻すために修習地の家賃を支払い続け、二回試験でまたいずみ寮に移動し、最後は就職地に移動する。たとえ旅費が支払われるとしても、その負担は相当大きなものだったでしょう。

ちなみに、六七期からは、給費制廃止に伴う経済的負担を緩和する趣旨も込めて、修習専念義務に反しない程度での兼業が許可制で認められることになりました。試しに、私も兼業許可を申請し、予備校での問題作成業務を行ってみました。ところが、平日は修習を行い、夜や土日にも修習の準備や課題がある

中で、できる兼業はたかが知れています。ほとんど仕事をすることはできず、経済的負担の緩和には一切なりませんでした。

4 法曹養成制度について

ロースクールにおける司法試験を目指すべきなのに目指せない状況、司法修習における実務修習に集中したいのに短期間で移動をさせられて懐具合がどうしても気になる状況と、訳の分からないジレンマに包まれていたというのが、法曹養成課程の「当事者」としての感想です。

法曹養成制度に関する議論をたまに見ていると、合格者数は何人にして、累積合格率と修了率で割り戻してロースクール入学者を何人に制限すべきだとか、そのために補助金を削減して統廃合を促すべきだとか、目を覆いたくなる議論を目にします。つくり育てるべきは「法曹養成制度」でもなければ、需要とコストに応じて工場で生産される商品でもなく、法曹になる人であることを再確認したいものです。

現在は、何の保障もなしに長い時間と大金をかけられる人でなければ弁護士になりづらい状況だと思います。たとえ高い志を持ってい

たとしても、「懲役二年、罰金三〇〇万円」と
擲擲されるロースクールに、迷わず飛び込め
ると思えません。果てには、自分たちの生
活のために市民や依頼者を犠牲にする弁護士
が生まれ、社会の弁護士に対する信頼と評価

が下がれば、人に後ろ指をさされるような仕
事をあえてしたいとは思わないでしょう。
自分自身は、本当に運が良く弁護士になれ
たと思いますし、ロースクールや司法修習も
楽しくはありましたので、このような記事を

書くのは忍びない気もします。本当に求めら
れる法曹が法曹になりたいと思える、そのよ
うな「人」を育てる視点から法曹養成制度が再
考されればと願っています。

今後の日程

【常任委員会】

*第4回

3月 4日(金)～5日(土) 鹿児島

【第47回定時総会】

6月25日(土)・26日(日) 神奈川

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

2月 2日 (火) 18時～20時 青法協本部

【修習生委員会】

2月24日 (水) 15時～18時 青法協本部
(全国スカイプ会議は15時～15時半)

【広報委員会】

2月23日 (火) 18時～20時 青法協本部

鹿児島で会いましょう!

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会を行います。特に六八期の新人会員は初めての常任委員会となるため、お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

□日 時 二〇一六年三月四日(金)一三時半～五日(土) 正午

□場 所 鹿児島市内

*地元企画は「志布志事件報告」(野平康博会員)、「大崎事件報告」(泉武臣会員)、オプショナルツアーは「川内原発展示館見学・原発サイト周辺見学」(二七時頃 JR鹿児島中央駅で解散予定)を行います。

編集後記

▼ 昨年は暗い年であった。いいことがなかったとは言えないが、悲惨な出来事や人心の荒廃を象徴するような事件がよく目についた。しかし、よく考えると、ここしばらく、そういう雰囲気が続いているのであって、いよいよ「末法の世」の到来か、という感がする。ただし、仏教理論でいう、「末法」の始まる通説的時期はもうずっと昔に到来している。そういえば、なんとかさんの大予言の年も過ぎてしまったし、なんとか暦で世の中がなくなってしまう年も過ぎたし、その意味では、平穏なのだが、要するに、「末法の世」がずっと続いていると考えれば、納得しやすいだろう。

▼しかし、中東地域の戦争、難民の欧州流入とそれに対する排斥的思考の隆盛。これって、「いつか来た道」では、といういやな雰囲気である。過ちを悔い改めないと、末法思想が登場したころの世相が再登場ということになりかねない。心すべきだろう。

(高野真人)